

外来腫瘍化学療法診療料 1 について

当院では、がん治療の患者様の治療の安全確保や、体調不良時などの緊急を要する事案に対して以下の体制で診療を行っております

- ◆ 当院では化学療法に携わる医師、看護師、薬剤師等で構成される委員会において、実施される化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性を評価し、承認する委員会を定期的を開催しています
- ◆ 緊急時、外来化学療法を実施している患者様が、受診・入院できる体制を確保しています
- ◆ 医師、看護師又は薬剤師が院内に常時 1 人以上配置されており、外来化学療法を実施している患者様からの電話等による緊急の相談等に 24 時間対応できる体制を整備しています

化学療法部会

市立甲府病院

055-244-1111